

第四十六回国会 参議院 地方行政委員会 會議録 第二十五号

昭和三十九年四月二十一日(火曜日)

午前十四時四十八分開会

委員の異動

四月十五日

辞任

山本伊三郎君

占部 秀男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

説明員

農林省農地

局参事官

永田 正董君

農林省農地

局調査官

大場 敏彦君

農林省農地

局調査官

大場 敏彦君

農林省農地

局調査官

大場 敏彦君

農林省農地

局調査官

大場 敏彦君

農林省農地

局調査官

大場 敏彦君

農林省農地

局調査官

大場 敏彦君

農林省農地

局調査官

大場 敏彦君

農林省農地

局調査官

大場 敏彦君

農林省農地

局調査官

大場 敏彦君

農林省農地

局調査官

大場 敏彦君

農林省農地

局調査官

大場 敏彦君

農林省農地

局調査官

大場 敏彦君

る法律案の提案の理由を御説明申し上げ

げます。

本年度は、産業基盤整備や社会資本

等の公共投資拡充を中心とした超大型

予算がすでに成立いたしました。これ

に伴い、本年度の地方公共団体の財政

需要は、新道路整備五カ年計画に基づ

く道路事業をはじめとする各種公共事

業の増大、社会保障制度等の施策に

よる負担増で、ばく大なものとなりま

す。また、地方公務員の給与改定の平

年度化等により増加する給与費等も相

当額に上り、しかも、主として国の施

策による地方財政の需要増は、今後年を

経るごとに増大することが予想され、

ますます地方財政を圧する重圧となり

ます。地方自治体の活動を大きく拘束す

ることになるものであります。したがって、

これらに対応する財源を関係地方公共

団体に十分に付与する必要があるもので

あります。

もとより、本年度は、国税三税の増

加に伴う地方交付税の増収等も相当期

待できるものでありますが、地方自治体

の本来の任務である住民福祉の向上や

行政水準の引き上げにこれを当然向け

なければなりません。特に、最近の油

田内閣の経済政策の失敗により、この

面の地方団体の努力は一そう大きく要

請され、需要はますます増大している

のであります。

また、交付税が基準財政需要の算定

上、道路、港湾等の公共事業費特に、

産業基盤強化に力を注いできているこ

とは数年来の傾向であり、清掃の経費

種類の増設等、やや改善のきざしはあ

りますが、生活基盤強化、住民福祉面

における交付税の単位費用の積算は不

合理であり不十分であります。これら

の改善もはからねばなりません。たと

えば、幼稚園を例にしてみますと、幼

児を保育し、適切な環境を与えて、そ

の心身の発達を助長することは、現在

国策として緊急な課題となつてゐるの

であります。しかし、現在幼稚園費と

は、教育費の中でその他の教育費とし

て全く軽視せられてゐるのが実態であ

ります。幼稚園教育の重要性、園児数

の増大等から考えても幼稚園という経

費の種類を新しく設け、経費算定の合

理化と経費の一その充実をはかり、

全国の市町村が幼稚園をその人口に応

じてこそ適切な設置することが必要

であると思ふのであります。

一例をあげてもかまいません。

であります。これら地方財政の健全

化、財源の充実、交付税制度の改善の

ため、当然、地方交付税の税率は引き

上げられるべきであり、引き上げに

よつて、初めて交付税制度の目的であ

る財源偏在の調整と、財源保障の機能

達成が可能になると思ふのであります。

以上の趣旨によつて、交付税法第六

条の税率現行二・八・九を三十一・一に

改正し、交付税額を増額するため、本

法律案を提案いたしました次第でありま

す。この措置により、四百四十九億円

の交付税の増額になります。

慎重御審議の上、何とぞ御可決あら

んことをお願いいたします。

次に、地方財政法の一部を改正する

法律案の提案理由と、その要旨を御説

明申し上げます。

ここ数年来、地方財政の実態は、や

や改善されてきているとはいへ、最近

の国と地方間の行政や財政の乱れはひ

どく、国は不十分な財源措置で事業計

画を地方に押しつけ、補助金、助成金

も単価が低く、当然国でやるべきもの

まで負担を地方に強いるものありま

す。したがって、それに伴

い都道府県と市町村間、または地方公

共団体と住民間の財政秩序は、ばく大

な税外負担、寄付金等の強制で大きく

乱れているのであります。

これら地方公共団体間並びにこれら

と住民間の財政秩序の適正化をはか

り、地方財政のより健全な運営を確保

することは、当面の緊急事でありま

す。

これが本法律案の提案の理由であり

ます。

次に、本法律案の内容の要旨を御説

明申し上げます。

第一は、都道府県が住民にその負担

を転嫁してはならない経費についてで

あります。昨年度における法改正によ

り、本年四月一日から、都道府県が行

なう高等学校の施設の建設に要する経

費について、これを市町村に負担させ

ることを禁止し、また、住民にその負

担を転嫁させてはならないことになり

ましたが、新たに、現在、過大な税外

負担によつてまかなわれている都道府

県立の高等学校の給与に要する経費及

び都道府県立の高等学校の施設の維持

及び修繕に要する経費を追加した

のであります。小中学校では、すでに数年前より禁止対象になっているこの二項目の措置を高等学校にも適用することは税外負担の解消を前進させる上から当然の措置であらうと考えるのであります。

第二は、市町村が住民にその負担を転嫁させてはならない経費についてであります。市町村の職員の給与に要する経費及び市町村立の小中学校及び中学校の施設の維持及び修繕に要する経費については、政令により住民負担を禁止せられてゐるところであります。この政令への委任を改め法定し、新たに市町村立の小中学校及び中学校の施設の建設事業に要する経費を追加し、税外負担強要の多発現象を解消し、別途提案の地方交付税は税法の一部改正案とあいまつて地方財政秩序の健全化をはからんとするものであります。

以上が本法律案を提出する理由並びにその要旨であります。

慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(竹中恒夫君) 両案についての本日の審査は、この程度にいたしたいと存じます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方交付税等の一部を改正する法律案、昭和三十九年度地方財政計画に関する件を一括して議題といたします。

いずれも前回までに説明を聴取いたしておきますので、これより質疑を行います。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○松本賢一君 本年度から、そうすると、それはどういうふうなみにあるわけですか。

○政府委員(柴田護君) 本年度からでございませう。

○政府委員(柴田護君) 本年度は利子分だけでございませう。元金が入ってまいりませうけれども、利子分はございませうので、計算が可能でございませう。つまり減税補てん償をいつ発行するかということと交付税の決定時期との関連がございませうけれども、本年度から前建前にはいたしてございませう。

○松本賢一君 そうすると、この中でどこへ含まれることになるわけですか。

○政府委員(柴田護君) この法律ではございませう。この前御採決いただきました財政上の特別措置に関する法律の中に入れてございませう。

○松本賢一君 しかし、これは交付税の総額というものがございませう。だから、それが全部この法律の中に入っているわけでは、そうすると、あのほうの補てんは、どういうふうにしてやるわけですか。

○政府委員(柴田護君) この前御採決になりました市町村民税減税補てん償償還費に係る財政上の特別措置に関する法律の第二条に「基準財政需要額への算入」という規定がございまして、この規定の中で、市町村民税減税補てん償償還費については一〇〇%みるのだ、千円について千円だという規定が

第二条にあるわけでございます。この規定が交付税法の特例として働くわけでございます。したがって、計算いたします場合には、地方交付税法の本法にこの特例法が加わって計算される、そういうことになるわけでございます。

○松本賢一君 ちよつとはつきりわからないのですが、そうすると、この法律によつて特別交付税以外のものは全部配分することになるわけでは、一応、それが余分なものがくついついてくるわけですが、そうすると、これを食つていくことになるわけですか。

○政府委員(柴田護君) そのとおりでございませう。

○松本賢一君 そういふことになるわけですか。そうすると、このたくさん出ている単価というものがかわつてくることになるのか。それともそれは減税補てん償というか何というか、そういうものに対するものは特別にあれして、総額から引いてしまつて、あとを割り振るといったようなことになるわけですか。

○政府委員(柴田護君) この規定によります基準財政需要額を計算したものに、特別法による元利償還金の計算を加えたものをもって、この法律による

基準財政需要額とする、こういうことになるわけでございます。

○松本賢一君 そうすると、そういう特例法ができないものと仮定した場合と比べると、一般の配分はそれだけ減つてくるわけじゃないですか。

○政府委員(柴田護君) 交付税総額が固定したものでございませう。しかし、交付税総額は動きまゐりますので、その辺のところは十分配慮をしたことになつたというところを、この前にも御説明をいたしましたかと実は記憶いたしておられます。

○松本賢一君 それはまあ税金、国税三税がふえれば交付税は増額になるでしょうから、それで何とかまかなえるというところはまあ十分予想もできるけれども、しかし、やっぱりそれじゃ、こゝろふえるべきものがふえないという、当てがはずれるというところはあるわけですね、一般の地方自治体としては、そういうことになりませんか。

○政府委員(柴田護君) それは未来永劫にそれでいいかどうかという問題は確かにございませう。これはこの前の地方税法の御審議の際にも私はそのお答え申し上げたと記憶いたしておられますが、交付税率がいいか悪いかという問題については、それは地方財政全般の状況とにらみ合つて検討をすべき問題でございませう。将来今日の二・八・九〇という税率が妥当かどうかという問題については、再検討する必要がある時期がくるかもしれませう。しかしながら、昭和三十九年度に關します限りにおきましては、利子だけでございませうので、金額にいたしまして三

分の一の額は一億四、五千万の僅少の額でございませう。交付税全体の計算をいたしまして、財政計画上の計算をいたしまして、財政計画上の計算をいたしまして、その程度のもので三十九年度に關する限りは十分措置ができる、こういうふうな判断をいたしておるわけでございます。

また、将来一部減税補てん償が減つてまいります部分を吸収するものについてどうかというふうな御尋ねもございませうが、これも今日の財政需要のテンポから申しますならば、その程度ならば当然入れることは不可能ではないと考へます。こういうことにお答え申し上げましたし、現在でもさうように思つておる次第でございませう。

ただ、その交付税の総額全体が地方財政の実態から比べてどうかという問題は、別個の問題としてあることは私も承知しておるわけでございます。それで、それはそれとして地方税の充実等とも関連いたしながら、将来にわたつて検討をしていかなきゃならぬ問題だといふふうに考へておる次第でございませう。

○松本賢一君 何日か前の委員会のことでしたけれども、私が何のときにお尋ねしたのか忘れましたが、何かの機会にお尋ねしたときに、大臣も局長もまあ交付税はもつとふやすべきだといふ御意見だつたと思つた。これは私もそう思つたのですが、それで、さしあつてまあいままのお話によると、本年度はもう心配ないといふことですが、そうすると、少なくとも近い将来、まあ年度というのか、いまの補てん償の償還というものが大幅にふえてくる時期があると思つたのですが、そういう時期あるいは、またほかの理由によつ

て交付税というものが相当ふやす必要があるのじゃないかと思ふのですが、そういったような意味で、今年度ですらに、いま安井さんから提案があったように、交付税をふやせという考え方もあるわけなんですが、そういう点について、まあこの法律を提案しておられる立場からいって、そういう必要はないのだとおっしゃるだろうとは思ふのですけれども、しかし、考え方としてはまあ何かの機会に交付税の率を上げるということをおもひに必要だと思ふのですが、そういう点について局長の御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(柴田護君) 私どもとしては交付税もさることながら、地方自治の立場から言いますならば、やはり国と地方団体との間の税源の再配分、でき得べくんば独立税の形で、もって地方公共団体に税源を与えたい、そのためには交付税が少々減つてもかまわない、独立税がふえれば交付税が少々減つてもかまわないという気持でおるのであります。交付税ということになりますと、どうしても共同の独立税源——と申しますか、により、事実そのような形でもって運営指導に当たつておられますけれども、やはりその間に独立税の場合と違つて運用上の弾力性が乏しい。したがつて、第一義的にはやはり地方団体に独立税源を与えるという方向でものを考へていきたいと思つております。ただし、実際問題として、税源のないところに税源を与えようもございませんで、そういうところでは、その財源の増強というところになつてまいりますと、やはり交付税の傾斜配分ということにならざるを得ない。そこで、地方財源全体の総量としてどう考へるべきかという問題と、別個にやはり財源のない貧弱な団体につきましては、そういったような財源の増強という形でやはり交付税の傾斜配分というところにある程度強化していかねばならぬだろうというところから、数年来その方向を強化してまいつておるわけでございます。今回提案してまいつております法律案におきまして、そういう思想をさらに進めておるわけでございますけれども、地方財源全体の問題として考へた場合には、やはり財政需要との兼ね合いの問題でございますので、現行の率が妥当かどうかという問題につきましては、なお慎重に検討する必要があるだろうというふうに考へておる次第でございます。しかしながら、財政需要は無限でございます。したがつて、それは地方財源が多いに越したことはないわけでございますけれども、一方国民の租税負担ということも考へていかなければならない。双方考へまして地方財政を強化し、地方の行政施設水準を強化するためには、いまの率が適当かどうかというところにつきましては、なお相当慎重な検討を要するものと思つております。

○松本賢一君 傾斜配分を、今年はそういう思想を強めたとおつしやるのですが、傾斜配分というものをうんとやれば、地方の不均衡は正しくなるものではないかと思ふのですが、それが、それより前に独立の財源をなるべく与えたいというところを原則的に考へるということですけれども、独立の財源を与えるというところを先だつてから参考人等からの意見もいろいろあつて

聞いたのですが、やはり現実の問題としてなかなか独立財源では貧弱なところと富裕なところでは、むしろ独立財源によつては開きが大きくなる傾向のほうがある強いのではないかと、そういうことが考へられるので、私も傾斜配分をうんと強めるためには、交付税というものをもう一つふやしていただくという考へ方に立たざるを得ないと思ふのですが、それと同時に、もつと突っ込んだ問題として補助金の整理だとか何だとかいうことをやつて、そして地方の財政というものの自主性というものをもう少し考へるべきだというふうに、私も少し考へておるのですが、将来やはりそういう方向で自治省としてはお進みになろうと思ひいるのだらうと思ひますけれども、その点いかがですか。

○政府委員(柴田護君) 地方財政を考へます場合に、やはり私もいままでどうも地方財政を引つくるためのものを考へてきた。引つくるためのものを考へてくるのは、もちろん全体としての姿を見るためには必要なことではございませうけれども、それが高じてまいりますと、やはり問題があらはれないか。やはりある程度地方団体の種類といひますか、置かれた環境により、種類と申しますか、こういうものを見定めていつて考へなければいかぬのじゃないか。言いかえしますれば、全体として觀察することも必要でございますが、個別の財政というものを固めていく必要があるのだらう、そういう意味からいいますと、私は今日の地方団体を眺めていきますと、都市の財政というものは非常に困つておるところがある。これは税について考へますならば、非常に

財政需要がふえてまいることにかかわらず、年ごとに税制の伸長性というものが失なわれてきている。町村の辺境の地にありますと、お説のように税源の与えようがございせんので、これは交付税の傾斜配分というよりな方法で財源の困難を救つていくよりほかはない。しかし、都市につきましては、私は税源はあると思ひます。そういったところにつきましては、ただ単に交付税の引き上げといひますか、交付税の増強による財源の充実ということではなくして、やはり税制というものをもう一つまじめに考へていく必要がある、かように思ひます。したがつて、総体的な計算でいいますと、税金を幾らで、不足分が幾らと、こういう通りきたりのままで私どものやつてまいつた計算が出てまいるわけでございますけれども、どうも、最近の状況を見てまいりますと、それだけではいかぬのじゃないか。都市の種類、市町村の種類に応じてその財源構成というものをみていく必要があるのじゃないかというふうに考へておる次第でございます。

○松本賢一君 きょうはこの程度で。○林虎雄君 いま松本委員から質問されましたが、減税補てん償について、本年度は交付税で赤字分だけという説明がありましたけれども、各市町村はもう予算編成で本文方式で——本文方式もこれは過渡的なやり方でしょうけれども、本文方式を採用しておるから、それで歳入欠陥が生じていますから、赤字分だけなくして、元本も交付しなければいけないんじゃないですか、赤字分だけいいんですか、この点お聞きします。

○政府委員(柴田護君) これは減税補てん償の起債条件といひますか、それにもよりますけれども、本年で申しますと、据置期間でございます。したがつて、本年は赤字分だけいいと思ひます。

○林虎雄君 交付税で三分の一あることになつておるわけですが、平年度といひますか、普通になればどのくらい交付税が必要になるわけですか、年間。

○政府委員(柴田護君) 一番多いときで元利合わせて五十七億。○林虎雄君 もう各市町村で、この国の方針に基づいてそれぞれ市町村議会が決議をしておるわけでありまして、今年は、本文方式といひましたも、準拠税率、標準税率が、過渡的な何かがありますから、機械的に本文方式とただし書き方式との差額というふうには出ないわけですが、減取分というものは、中間のものが出るわけですね、大体、中間といひますか……。それはどうですか。

○政府委員(柴田護君) 具体的に政令をまだ定めておりませんけれども、三十八年度の実績をつかまえて、それにある程度的人為的な修正といひますか、おつしやるように、びしゃつと本年度やつた場合の差額という意味の若干のこぼれはあるかもしれませんで、しかし、その差は大したことはい、非常に小さなものだといふふうに考へております。

○林虎雄君 そこで、人為的な修正で過渡的にやむを得ないでしようが、ある市などで聞いたんですけれども、たとえば本文方式を今度とすることによつて、約四千万円の減になる。ところが

実際に国で三分の二、交付税で三分の一補てんするという額は、そのまた半分くらいだという話で、完全に予定された歳入の欠陥を十分に補てんされないというふうに聞いておりますが、そんなことはありませんか。たとえばある市ですけれども、四千万円大体赤字になる。ところが国のほうの補てん債として見てくれるのは、二千万円か二千五百万円程度で、結局千五百万か二千万円が不足になって困る、こういうことを言われていました、そのようなことはありませんでしょうか。

○政府委員(柴田護君) それはこの町か、お話をところはわかりませんが、またどういふ計算をしておるのか、わかりませんけれども、まだ計算の身は、三十八年度を基礎にして、伸びを見ていく見方につきましては決定いたしました。おそれるもので、おそれることにいろいろ計算の不足している部分があるんじゃないかと思ふのでございませう。私どもはそういう事態は起こり得るはずがないというふうに実は考へるのでございませうが、なおもう一つ考へられますことは、そのおそれるお話を市は、相当超過課税をやっておつて、税率を下げるということも行なわれているんじゃないか、その部分はこゝしは対象になりませんから、その部分が含まれているんじゃないか、かといふように推察いたします。

○西田信一君 松本委員の御質問にちよつと関連して、お聞きするのですが、地方財政計画の基本的な考え方として、交付税に依存するというよりは自主財源をなるべく多く持たせる方向に考へておるといふことであります、ここ数年間の推移は、いまの御趣

旨のような方向に、どういふふうに向かつておられるかといふことを何か数字でお示し願ひますか。

○政府委員(柴田護君) 私が申し上げました趣旨から申し上げますと、ここ数年間の動きといふものは残念ながら逆の方向に向いておる。で、国と地方との間の税源の再配分をやりましたのは、例のおとし非常におしかりを受けた府県民税の増徴問題で、これは理屈から言いますならば、私どもの考へておる方向で税制改正が行なわれなければならぬと思ふところであつたわけでもございませうけれども、まあやう方等にいろいろありますけれども、あつたこともありまして、非常に御非難を受け、おしかりを受けたわけでもございませう。しかし、私は先ほどもお答え申し上げましたように、やはり税収といふのは自治行政を支える基礎だ、そういうことからは言ひますと、可及的に税収の増強といふことを考へていくのが自治を考へる場合の本筋じゃないか、ただその場合に、税源を与えるにも与えようのないところはこれはしやうがないので、これはやはり財源補償という立場から言ひますと、交付税しかないだらう、しかしちよつと先ほど申し上げましたように、現在の五都市をはじめとする都市財政といふものを考へてみますと、これはただでさへこんな乏しいものしか与えられておりませんけれども、その乏しい伸長性にある税源すら年ごとに削られていつておるんじゃないか。つまり伸長度といふものが伸長度のないものに置きかえられておる。しかも都市の財政需要といふものはますますふえる一方だ、そうしますと、この辺ではやはり都市の税制といふものについては、

地方を通じて考へ直す必要がありはしないか、こういうことを痛感いたしておられるわけでもございませう。

○西田信一君 私ども御趣旨とは必ずしもその方向に向かつていないという感じがから聞きしたわけですが、三十九年度の歳入歳出の構成比を資料で見ますと、税収入はわづかの伸びを見せ、地方交付税のほうにわづかの比率が落ちておるというのがあらわれておる。が、そこでそういう方向にいくことはけつこうだと思ふのでございませう、現実がそういつておられない、そこで財政計画といふものをお示しになつておる。財政計画と決算とはどうも相当の開きが出る傾向にあると思ふので、これは何か資料はございませうか、ここ数年間どんな財政計画と決算とはどういふ結果を示しておられるかといふ。

○政府委員(柴田護君) 毎年の決算と財政計画との開きにつきましては、地方財政の状況報告といふのがございませう、この中にそれぞれその中身の違つておることを明らかにいたしております。若干の年度を追つて申し上げますと、三十五年では三千八百、約四千億近い開きがありました。三十六年度ではそれが約四千七百億、それから三十七年度では六千億程度の開きになつておるわけでありませう。しかし、これには、西田先生御承知のとおり、財政計画のベースと決算ベースと違つておるわけでもございませう、そのほかがございませう。その開きが当然出てきておるわけでもございませう、そのほかはこの開きの中のおもなものを参考に申し上げます、投資的経費の開きが非常に大きい。六千億の中の開きを、費別に追つてまいりますと、一番大き

いのが投資的経費の二千七百億、それから給与関係経費の千五百億、一般行政費の千億といふことになるわけでもございませう。

○西田信一君 その開きといふものは、おそらく財政を上回る開きだと思ふのですが、その差額、いま大体御説明がございましては、もう少し具体的に、それが現実になつていふふうな、財源のな穴埋めがどういふふうなされておられるかといふことをもう少し詳しく御説明願ひます。

○政府委員(柴田護君) 投資的経費の二千七百億の中で、やはり一番大きいのは普通建設事業費の二千三百億といふのが大きいのでございませう。これはやはり事業繰り越しの関係、それから府県市町村では建設事業のために過去において剰余金がありまして、これを積み立てておられます。その積み立て金を取りくずしたときの財源として増加額といふものがあるかと思ひます。それから給与費の千五百億の中身は、これはこの中で約四百何億といふのは給与改定、年度当初に行なわれまして給与改定金でありますので、給与関係経費で約千億の開きがある。この千億の開きが何で開いておるかといふこととございませう、人員の数の開き、それからベースの開き、両方あるかと思ひます。数の開きの中には、地方独自で人間をふやしておるものもございませう、それからいろいろな施設ができてまいります。施設ができてまいりますと、その維持管理に人が要りますので、施設に伴う増員といふものと、そうじゃない全く地方団体独自の立場からふやしておるものもあり、その辺のところは実は詳細が明確

でございませう。そこはもう少し私どもも調べなければならぬと思つておるのでございませう、ちよつと給与実態調査を去年でするかおとしでするかやりました結果が近く出てまいります。それが出てまいりますと給与関係経費については全面的に再検討するといふことになるだらうと思ふのでございませう。それから一般行政費の中で千億ばかり開きが出ておられます。この開きでございませう、この中身は実は必ずしも明確になつておりません。私どもの推察では、おそらく物件費ではございませう、出資金とか貸し付け金、こゝろいつたものの開きが相当ある。それから繰り出し金等の出資金、この一般行政費の開きは、出資金、貸し付け金の開き、つまり年度内貸し付けといふやつがありまして、年度の当初に予算に上げますが、年度の終わりに全部回収される。こゝろいふものは表面づらは予算規模の開きといふものになつてあらわれる。そういうものが相当こゝろに出ておるんじゃないかと思ひます。物件費そのものにつきましては、私どもはそんなに開きがないので、地方もこの辺のところは相当締めておるだらうといふように感じております。それから次に大きなものが繰り出し金、これが四百八十億ございませう。これが実は特別会計、国民健康保険でございませうとか、あるいは公営企業会計でございませうとか、こゝろいふところの繰り出し金でございませう、これの増加状況といふものが四百八十億、約五百億ございませうので、たいした額ではございませう、それから、その増加傾向もそれなりのもの

ん。全く個人の私見で、私見を言うこととお許し願えますならば、私も最近やはり都市の財政ということを考えます場合に、その土地の住民に対するサービス、それをその土地から上がる、その土地に住んでおる住民の負担においてそのサービスをやって住民に還元するという姿というものが、特に都市におきましては変わってきつつあるのではないだろうか。たとえば大都市をつかまえてみますと、毎日々々相当の人間がその土地に、住居を持た

たい人間が入ってきておる。それか田の中をいろいろな活動いたしまして、そこで経済活動を、いろんな活動を行なうわけでございますが、その連中は一文も負担をしない。しかしその連中のためにやはり道路を直さなければなりませんし、また清掃等の業務を行な

ていかなければならない。そうなりま
すと、そういう経費というものをその
土地に居住する住民だけの負担に求め
ることが一体自治体としていいかどう
かという問題があるんじゃないか、そ
うなつてまいりますと、今日の固定資

というものについては、やはり反省すべき点が出てくるんじゃないか。もっとはっきり申し上げますならば、そういう大都市に、あるいは中都市もそうでございますが、外から入ってくる連中というのは勤労者であります。そう

しますと、そういう人々のための行政
というのは、つまり法人というものに
対してある程度求めていってもおかし
くないんじゃないか、全く個人の意見
でございますけれども、そういうこと
も考えます。そうしますと、法人に対
する租税負担全体としての軽減、経済

的な意味から國際經濟の競争力を強めるといふ意味から法人全体の負担を軽減するといふ問題もござりますけれども、これは別として、国と地方との間の法人関係の租税負担の求め方といふものがいまの姿でいいかどうかといふ

いう問題が起こってくるんじゃないだろうか」といふことを私は感じるのでございます。個人の意見で申しわけございませんけれども、現在省論としてはまだません、この点につきましては突き詰めた議論はいたしておりません。

税負担を整理するといいますが、そういう意味で、たとえば固定資産税の内容等についてもいろいろお聞きしたい点もありますが、きょうはこの程度にいたしまして、また次回にお尋ねしたいと思います。

○松澤兼人君 いまのことに関連して。いま局長個人の意見ということで前提にしておっしゃったようです。もちろんこれは、大都市は大都市としての行政をやつていかなければならないと思うんですが、そうだからといって、

て、それが法人に何かの形でもって負担させるといいますか、配分を考えるということも、それは都市はそれでいいでしょうけれども、そうであつたからといって、いわゆる貧弱市町村、そのほうは全然解決にならないん

じゃないですか。そのほうはやはり別の考えでもって何かの解決の方法を考へなければならぬんでしょーが、全体としてはどうですか。都市の場合をおつしやればそうであるかもしれませぬが、やはり傾斜配分とか、法律的な意味における富裕都市というんじやな

くて、都市的な都会と、それから農村的な都会といえますか、中小都市、そういうやつぱり団体間の何か調整みたいなものが必要のように思っていますけれども、こういうことはどうなんでしょうか。

○政府委員(柴田護君) 私はいまの市町村自治の姿というものを考えた場合自治に、法人に対する租税負担というものの、の国、府県、市町村相互間の配分が現状では適正じゃないんじゃないか、という疑問をお話申し上げたわけであ

りまして、それがいよいよのたと言ひ切
ておるわけではありません。そうい
疑問があるということを申し上げたわ
けであります。お話のように、それは
振興していく都市につきましては、そ
ういうことが可能でありますけれど
も、それほど振興を期待できない都市

におきましては、かりにそういう税制を考へていきましても、それはそれで十分間に合うものじやございませぬ。そういうものにつきましては、やはりどうしても町村ないしは、町村と言つては語弊がありますが、町村の性格を幾した小都市と申しますか、そういう

ところへやはり税源の発掘といえますか、振興と申しますか、そういうことを中心として考えていかなければならぬ、そういうことになれば、法人税の傾斜配分しかないじゃないだろうか」と私は思っております。

○松澤兼人君 結局新税を創設するといつても、富裕な都市以外のところでは、新税の発掘ということもむずかしいと思うのですね。結局はあれじやないですか、都会的な、あるいは産業的な都会における税の伸びがいいということは、やはり経済の高度成長の直接

の恩恵を受けるようなところはそうなんですね。やはり農村的な環境の中にある都会とか、あるいは町村といふものはその恩恵を全然受けないし、かつまた国の何といひますか、命令的な事業をたくさんやらなきゃなら

ぬというようなところで、事業とそれから取引との関係がアンバランスになるというところに問題があるのじゃないかと思うのです。今度もそういいう意味で傾斜配分というよりなことをお考えになつてゐると思うのですけれど

も、これも何か軸を隔ててかけいともろをかくような気がするのですが、私たちがやっぱり考えることは、職員給料を上げていかなければならないし、国家的な要請の仕事をやつていかなければならないし、そういうところの財源をどうするか、新税が考えられ

ないということであるならば、やっぱり交付税の全体のワクを上げていって、傾斜的な、おくられているところの開發なりあるいは振興なりをはかつていくというところに問題の焦点を合わせていかなければいけないのじゃないか。

かと思ふのです。今度の法律改正
それがどの程度まで実現できるかとい
う、そういう具体的な見通しを伺いた
いのです。

○政府委員（柴田護君） 交付税率は据
え置いておりますけれども、基準税率
の計算で五％引き上げておりますとい

うことは、結局そういう、いまお話の
ありました団体のはうへ交付税が流れ
るということを意味するのでございま
して、そういう意味合いでは交付税の
傾斜配分をさらに強めたとは実は考
えるのであります。したがって、お話
のよう、そういう都市についての必要

財政需要をまかなうために財源を充実してまいらなければならぬのでございますけれども、交付税では隔靴搔痒の感があるというお話でございましたが、これはやはり交付税の算定方法といたるものがいろいろな形で整理され

ていたい、いろいろな突っ込みになっておる部分もいろいろ誤解を招くおそれがあると思いますが、全体の思想としては、従来から比べますと、貧弱団体への交付税の流れ方というものが従来から比べますと、さらに相当推進され

でございませう。

○松澤兼人君 この法律がもし改正になつたとしても、従来よりも傾斜配分的な要素というものが、金額にしてどのくらいということになるのです。

か。

○政府委員(柴田護君) これはまあ傾斜配分ということで、即傾斜配分ということになるかならぬかわかりませんけれども、たとえば、小中学校の経費の充実にとか、あるいは土木関係の経費の充実に、それから農業関係で土地改良

整備備事業、あるいは産業経済費の投資的経費、あるいは離島等の隔遠地補正をつくりましたこと、低種地におきます市町村の態容補正係数を改めて態容差を少なくいたします基準税率の引き上げ、それやこれやを入れまして、

市町村の財政需要を増しておるわけでございます。いま申し上げましたようなことを全部ひくくると、交付団体で三百億ばかりになるわけでございますが、的確なお答えが、突っ込み計算でございますので、的確なお答えができませんで少し恐縮でございます。

けれども、交付税の割合から言いますと、この計算で府県と市町村の割り振りは八百億ばかりふえます。交付税が、これが普通交付税の割り振りが府県と市町村が半々近くになっておる。府県が四百四十億ぐらい、市町村が三百六十億ぐらいの増加を予定をいたしておるわけでございます。この増加額の府県、市町村の割合というものは、従来から比べますと、非常に市町村に片寄つておるわけでございます。それだけ貧弱団体についての財源増強をはかるというのを頭に入れておるわけでございます。特に相当な給与改定がありまして、これが平年度化するわけでございますので、給与改定の比率から言いますと、府県と市町村との割合は二対一、府県が二、市町村が一という割合になるわけでございますけれども、それを考慮に入れてこの数字を眺めますと、相当市町村に交付税が流れることを前提として計画ができておると、こういうふうに御判断願えるのではないかと申すのです。

○松澤兼人君 この委員会でも地方団体の赤字がだんだんと激増しているというところ、赤字団体がふえてきているというところ、これはいろいろ自治省の方に聞けば、首長が自分かつてな事業をやる、あるいは職員給与改定が毎年々々累増していくからだというようなことをおっしゃる方もあるわけなんですけれども、赤字の原因というものは、大ざっぱに分けてみれば、どういふ順序で赤字になるものが多いかというところはどうか。どういふ原因で赤字になるのか。

○政府委員(柴田護君) この最近の財政の推移をもう少しこまかく分析いたしませんと、そのところはつきりした結論は出ませんけれども、大体私どもの最近感じますところは、非常に事業のやり過ぎ、と言つては語弊がありますが、すなわち、何と申しますか、財政的な見通しの甘さ、甘い見通しの上に立つて事業を行つたその結果がついに崖から足を踏みはずしたということになつて、地方団体の首長が交代いたしましたときに、隠れていた赤字が出て来るといふのが最近またふえ始めております。特に市町村で何回か市町村長がやめたあと、それが新しい人にかわつたとたんに、財政を調べてみると、やや赤字がある。それで再建をしなければならぬというやうな問題が最近ふえてまいつておる。非常に残念なことでございますけれども、そういうやうに思ふのでありまして、給与費の問題は全体として地方財政にやはり重圧を加えておりました、これがやはり問題でなくなつたという状態ではございませぬけれども、それが直接赤字の原因とは言えない、そういうところが毎年々々積み重なつてきて財源を圧迫している、そういう意味合いにおきまして、やはり給与問題というものは、やはり地方財政の問題点ではございませぬけれども、赤字の原因といふことから言いますれば、やはり甘い見通しの上に立つた事業の執行というところが一番大きな原因ではなからうかというふうな考え次第でございます。

○松澤兼人君 いまのお話では、勘と申すか、ちよつと感じたところでは、そういうことではないかというお話のようです。ということは、結局事業のやり過ぎと言つたて、どの程度のやり過ぎかということになるし、それから見通しが甘かつたといつても、どういふのが甘いのかということ、一つ一つのやりの団体について何かこの監査か、検査かでもすれば、この程度のことは、これだけの財政規模ではちよつと大き過ぎたのじやないか、多り過ぎたのじやないかといふことは言えると思ひますけれども、全体として考へてみて、事業のやり過ぎと断定できる根拠はございませぬか。

○政府委員(柴田護君) 全体として、やはり私が事業をやり過ぎといふことを申し上げましたのは、やはり地方を歩いてみますと、特に市町村の場合などというものは、行政水準の引き上げと申しますか、向上と申しますかといふことが非常にスピードアップされておるわけでございます。しかしながら、いつかこの委員会でも御報告申し上げたかと思ひますけれども、昔ながら学校を一つ改築いたしますと、相当年数たつてからまた学校の改築というやうな問題が起つてくる。しかし、今日では、学校が済んだら下水道、下水が済んだら水道だといつたやうに、次から次と需要が出てきています。それを満たさなければ住民の不満が消えない。そこで無理してただし書き方式をとつていくというやうな現象になるわけでありまして、したがつて、そういう意味では、財政需要が相当きつ、非常に大きな圧力となつて市町村に迫つておる。一方収入の計算では、税収入はけれども、収入の計算では、税収入はわりと高目に計算するのでございませぬけれども、交付税の計算が末端にいきまると、まことにいかげんな計算をしているのが多い。これは年度の初めに、こういう形で計算をしてもいいなといふことは、府県を通じて、こまかく通知をしておりますけれども、どうもそのところが従来の陋習等がございまして、きわめて大ざっぱな率をかけてやつておるというのが多いと思ひます。したがつて、きちつと計算をしますと、どうもいろいろ見込み違ひがあつたといふやうなことがいまだにあつたをたない。そういう収入の計画の上に立つて財政需要を満たそうとしますれば、どうしても無理をした予算になり、執行になつてしまふ、その辺に足を踏みはずす原因があるといふふうに私は思つておるのでございませぬ。

○西田信一君 具体的なことをお聞きするんですが、あなたのほうで地方債を組んでおられます。それが地方の公共団体の起債や何か、予算に組みますね。これは相当の開きがあると思ひますが、そういうものはつかんでおられるか。市町村が当初予算の中に組んだ起債の額と、これはどんなことになつていきますか、非常に違いがあるんじゃないですか。

○政府委員(柴田護君) 当初予算の集計を一時やつたことがあるんですけども、最近また気になりまして、当初予算の中身をとつてみたらといつておりますけれども、この中にまた、山をかけたものがたくさんありますので、詳しく集計しても、あまり意味がございませぬ。具体的にそれを比較して幾らといふことはございませぬ。ただ、結果的には、先ほど決算と計画との比較で申し上げましたやうに、地方財政計画よりも相当オーバーしたものが借り入れられているといふことになつておるやうでございます。

○西田信一君 交付税の見込み違ひという話もあつたけれども、私は、起債なんかの過大見込みといふやうなことは、相当その起債の決定がおくれ、実質的に間に合わないもので、どんどん仕事を進めてやつちまうといふことが非常に影響が多いんじゃないかといふやうな感じもしていらっしゃるんですが、そういう点はどんなふうに指導されているんですか。

○政府委員(柴田護君) 一時おつしやるやうなことがございまして、最近はそのようなこともございまして、地方債のワクの決定といふものは、なるべく早くするといふことで、早くいたしておりますし、単独事業等につきましても、継続事業的なものについては、継続年次割りを示しまして、それに応じて事業をやつていくやうに指導いたしておりますので、一時に比べまして、私は非常に是正されたと思ひわけでございます。ただし、お話しのように、それでは足りないがやつてしまふといふ非常に勇ましいところもあるわけでございますから、御指摘の点は全然原因がないとは申し上げられませぬ。

○占部秀男君 一つ、先ほどの松澤先生のお話で、地方財政を圧迫する大きな原因は何といつても財政需要が非常にふえてきておる、こういうやうなお話ですが、私はこれは事実だろつと思ひます。特に三十七年度の一般会計の決算状況の報告を読んでも、非常に県市の単独事業がふえておる。これは私はそういうことの一つの裏づけだと思ひますが、そういう意味では必

すしも単独事業がふえたから、それはいけないという意味ではなくて、私はそういうような意味の財政需要がふえるということはどこに原因があるかということを考える、いままでやっていなかったというところに私は大きな原因があるんじゃないかと思うんですが、それは政府の統計的なものでも明らかにしておるわけなんです、そういうことを考えると、この際、むしろ財政需要が高まる、すなわち国民の生活のための要求を満たす仕事、これはどうしてもやらなくちゃならぬ。そのことを前提として、逆に赤字が起らないような形の、もつと何か根本的な方針といえますか、大ワク的の言い方ですけれども、それを一べん考える必要があるんじゃないか。赤字が出る、単年度赤字に三十七年度はなっておるわけですし、赤字団体もふえていくのですが、そういうような財政需要が起っても、それは赤字にならないような方式をもつと先に考えるべきじゃないかというように私は考えるのですが、そういう点は大まかにいつて、どういうふうなお考えを持っておられるのですか。

○政府委員（柴田護君） まあお話のよ
うな方法が具体的ににあるのかどうか検
討する必要があるかと思えますけれ
ども、私は考えてみますのに、われわ
れの家庭でもそうでございますけれど

オーバーして行なわれたということが悪いかといえば、私どもは悪いことだと思っております。単独事業といいますと、何か悪いことのように、よいなことをしたように思う人が多くて非常に誤解を招いておりますので残念でございますけれども、実は道路五カ年計画一つとらえてみましても、あの八千億という単独事業は少ないと私は考えます。国道と府県道、市町村道の面積から考えますならば、単独事業はあれの三倍になっても別におかしくないでございます。それを財政計画上どのように取り上げていくかというのが問題でございますして、いままでの財政計画のやり方では問題が解決しない。したがって、財政計画上の単独事業の計画といえますか、これをものと

しつかりしたものをもってやっていく必要があるんじゃないかと思ひます。逐年努力してやってまいっておりますけれども、なかなか理想どおりにいかない、これが現状でございます。将来ともこの合理化につきましてはさらにつとめてまいりたいと思うのでございます。したがって、そういう意味における検討の余地は現在の財政計画にはあるわけでございます。やっていく必要があるのでございますけれども、お話しのような点は、実はなかなかむずかしいことじゃないかというように考える次第でございます。

政需要が多くなっておるその根本原因が必要なものなんです。これは必要でないものならとにかく、実際問題として都市計画の問題なり、いまま道路のだけでお話をしましたが、それは道路だけでなく、いろいろな県市の仕事に共通して言えることじゃないかと思うのですね。そういう点をやはり埋めるといふことを積極的に考えてもらわねと、地方団体は国民のために仕事をするために赤字になる。赤字になるとい言ひ方はおかしいのですが、財政が圧迫されるという言い方では、これはどうも地方自治の本来からいって、私は逆のさか立ちの言い方ではないかという感じがするものですから、そういう点をひとつ課題としてお願いをしたいのです。

なつておるのか。これは私はやはりい
まのような問題、これは基本的に考へて
てみなければならぬことになってくる
のじゃないかと思うのです。いままで
自治省では財政計画というものは地方
の財政運営を合理的なものにし、何と
いいますか、将来にわたつての見通し
を立てるために必要なんだと、こうい
うようなことをしばしば言つてきてお
られたと思うのですが、そういうこと
でいまの地方財政計画をおつぐりに
なつていらつしやるのかどうか。この
点、端的に私ひとつお聞きしたいと思
うのです。

○政府委員(柴田護君)　やはり財政計画から、それを基礎にして交付税計算に入っていくわけでございます。交付税の単位費用等を改正いたしますともとは財政計画に発しておるわけでございますので、そういう意味合いにおきましては、従来から私どもが御説明いたしました趣旨はくずしていませんつもりでございます。

○鈴木壽君　確かに地方財政計画とそれから交付税の関係、これはおっしゃるとおりだと思うのですが、ただ、いまの地方財政計画というものが一体どういう役割を持つておるのか。単に交付税のためのものであるのか、こういう点になると、私は多少疑問だと言わなければいけないと思うのです、私自身は。毎年これは非常に難儀をしてつ

するような地方の支出というものを一座見通しを立てて、その限りにおいての数字は合うのですがね、これは決算とか何とかいうことでなしに、非常に事態とは違った姿で数字が出てきておるわけですね。たてまえ上いまいましいやうなやり方をすれば、それしかないと言えども、それまでもありますけれども、少なくとも地方財政計画というやうなものと呼ぶためには、いまのやうなやり方では私ちょっと物足りない。そしてまた、地方の団体にとつてもどの程度のいわば参考になるのか、指針になるのか。というのは、私は少し口悪いやうな言い方をしますと、ほとんど地方団体にとつては何ら指針になるといふやうなことではない財政計画ができてゐる。しかも、これは府県市町村全体としての国全体のやつを大きな数字でまとめてしまったというやうなかつこりになると、なおさらそういふふうになつてしまふわけですね。そういう考えを持っています。見方をしております。

そこで、財政計画というのは、地方交付税法の第七条によるものとして考えているわけでございますね。いかがでございますか。

○政府委員（柴田護君） 地方交付税法第七条による書類のいわば概算的なものだという考え方に立つておるわけでございます。おっしゃいます指針とい

うのがとうい意味なのかちよつと問題があるかと思ひんでございますけれども、国がその年度において地方団体に期待をする標準的規模における財政活動というものを表示すれば足りるということでございますして、したがつて、ここから標準的な行政指導を、行

政規模を維持し、これを行なえ、また標準施設を維持するといったようなことをねらいとする交付税の計算が出てまいり、そういうことになってくるかと思うんでございませう。地方財政全体として財源が足るとか足らぬとかという判断になるんであって、交付税率が妥当であるかどうかという判断も、やはり財政計画が一つのベースになって、そこから計算をする、そういう仕組みになっておるわけにございませう。実際問題といたしましては、財政計画にもいろいろ問題があるものでございませうから、そういうふうな御議論が出てくるかと思うんでございませうけれども、その趣旨はそういう趣旨で、その趣旨は今日においてもくずれてないんだというふうに考えておる次第でございませう。

○鈴木壽君 標準的な行政水準といいますが、行政をやっていくための一つの見通しですね、といったって、この財政計画の中にあるそれで地方における——地方と言つても、さつきも言つたように、府県から東京みないなものも入り、市町村までみんな入つておりますから、これで標準的なものといったって、なかなかどうですかね、やっぱりそういうような目的が達せられておるといふふうにお考えになっておるんですか。

それから、もう一つですね、交付税法の第七条によるものの概算みたようなものだと、こういふようなお話でしたが、そうすると、本番はこれなんです。本番はこれによって見ると、こういふふうにお考えのべきですか。

○政府委員(柴田護君) やや話がこまかくなりますけれども、具体的に申し

上げますと、たとえば財政計画で税収は一兆二千億にとらんだ、その場合の算定基礎の税目別算定基礎はこうなつておるといふことになりませう。それを各地方団体に流すわけにございませうが、それぞれの地方団体では、その財政計画と、その平均値の平均値でございませうので、その平均値に対する自分の団体の修正値を持つておる。その修正値を使ひますと、その団体の税収入というものはある程度見通しが立つ。たとえば、国庫補助金、奨励補助金というものはや別でございませうけれども、大体負担金系統のものでございませう、従来からのある程度の一つの実績を基礎にした比率というものはあるわけにございませう。それによつて国庫補助金の増減の中身が明確でありますならば、それによつてある程度の計算がつく。そういう意味合いで、やはり私も財政計画の中身の分析といふものを通じて、地方団体といひましては、予算なり財政活動にやはり非常に参考になるだろうというふうに思つておるわけにございませう。正式な法律上の書類といたしましては、いま御指摘のような法第七条の書類が、正式の地方公共団体の歳出入の見通しでございませう。それを一つのバランスシートにちゃんと置き直したのが財政計画、しかも概算的なものです。

詳しいのは、相当な中身のこまかい算定基礎をつけた法第七条の書類が正式のものだといふふうにお考えしております。

○鈴木壽君 きよりはあまり時間もありませうから、ただもう一つ聞いておきますが、地方交付税法第七条による書類であります、これには翌年度の

地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類をつくれとあり、総額という場合に、これはあとと二の二に、「地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳」、こうあって、総額といふもののとらえ方はどうしたらいいの。これを見ましても、たとえば税収を見ましても、これは総額ではないわけですね。標準税収入といふことで見ている。総額はもつともと大きい、こういう問題があるのです。総額といふものは、どういふふうにお考えの計画なり、書類なりをおつくりになるわけですか。

○政府委員(柴田護君) これは多少歴史的な因縁があるものですから、おっしゃるような御議論が起るのとはごもつとも思つてございませう。これは平衡交付金時代にあつたわけにございませう。それは毎年度の平衡交付金の額をきめませう場合、個々の市町村について基準財政需要額と基準財政収入額の計算をして積み上げるといふのが、シャープ勧告の趣旨でございませう。そういう方法をとることは具体的にできない。そこでこの七条の条文を置きまして、代置したわけにございませう。その場合、ここに書かれておりますおつしやるような総額という問題、これはもちろん標準的規模における総額である、標準的なものにおきまして計算をして見たわけにございませう。それを交付税法にかかわりましたときに、やはり七条といふものは、交付税率の妥当、非妥当といふものを検討するといひますか、それを確かめる一つのものとして要するのじゃないかといふことで存置したわけにございませう。したがつて、七条に基づく書類は、その平衡交付金時代以来のもの

を今日まで踏襲してきています。そのような理解をしておりますし、また七条の理解のしかたも、地方交付税法の中の七条にございませうので、地方交付税法の趣旨に基づいて解釈すべきものだといふふうにお考えの通りでございませう。

○鈴木壽君 そうしますと、総額といふのは、従来の平衡交付金時代のそれです、その場合には、税のことで申しますと、いわゆる課税標準額、標準税額、これを総額といふ、こういうことではございませうか。

○政府委員(柴田護君) ありていに申し上げますならば、あるべき姿の地方財政の総額、したがつて、税についていいますと、標準税率で算定した税の総額というふうに解釈いたしていいものでございませう。

○鈴木壽君 そうしますと、ここはもう少し的確にこれは従来の——従来といふよりも、平衡交付金時代はこうだったし、いまもこうだといふ——ちよつと誤解のないような書き方といふものはありませうか。

○政府委員(柴田護君) 誤解のないような書き方はあろうかと思ひます。思ひますが、なぜ書きませんかと、大蔵省との間に問題が起つたり、いろいろするものですから、率直に申し上げまして、そのままでございませう。わけにございませう。しかし、なお検討いたしたいと思ひます。

○鈴木壽君 これはあと、きよ時間もないやうであります、財政計画といふものの持つ性格なり意味なり、あるいは何を旨とするのか、これはやはりもう少し検討しないと、私はさつきも

申し上げましたが、率直に言つて、財政計画は財政計画、しかし実際はこうだ、こういうふうな一つの単なる形式的な書類に終わつてしまふのではないかと思ひますし、もし財政計画をつくるというならば、よくいふ、いわゆる標準的な行政をやつていく場合の財政の需要のそれを完全に——まあ完全といふことは少しあるいはどうかと思ひますが、それを捕捉して、その上で、たとえば税といふものはどうなかならぬのか、しかし現状の税種目なり、あるいは税以外から入ってくる金といふものはこれじゃない。そこで、一体交付税といふものはどうななければならぬのか、あるいは起債その他がどうなればならないのかといふ、そういうものでない、財政計画、単に数字的なつじつまが合つたといふことだけで、本来の財政計画そのものの果たすべき任務といふものは果たせないことになつてしまふのじゃないだろうか。率直に言つて、私は毎年あなただ方、さつきも言つたやうに、非常に難行しておられますが、どうもまともに一生懸命やつておつても、いまある税、あるいは見られる税、あるいは交付税、しかもその交付税は、地方財政計画の中で交付税がどうなればならぬのかといふことよりも、また交付税といふものは税率においていまのところはきまつておるのです、ワクでございませう。かといふ、そういうことしかできないことになつておるのです。それで私はいま申しましたやうに、ほんとうの意味の地方財政計画といふためには役に立たないものになつてしまふんじゃないだろうか。ここに財政計画に盛り込まれておられますいろいろな歳入関係の

を見ましても、どうも地方の何とないか、あるべきといふか、あるいは標準的な、そういう行政を維持するためのそれとしては、まことに幾多の問題のあることも、これははっきりしておりますし、これはひとついすれあともまた関連をしてお尋ねをしたいと思ひますが、財政計画のあり方、持つべき性格、こういうものについて御検討をいただかなければならぬんじゃないだろうかと思つておりますが、率直に愚言も申し上げましたが、あなた方、やはりこのままですとおやりになるつもりなんですか、どうです、その点は。

○政府委員(柴田護君) ごもつともな御説かと思つてございます。私どものほうの関係の中でも財政計画についていろいろ疑問を提示する向きもあるわけでございます。しかし、私どもは財政計画の持つ指導性、その趣旨というもののつきまちは、やはり交付税法との関連におきまして依然として失われていない。また交付税率が足るか足らぬかという議論をいたします場合、やはりいろいろのものがなければ議論にならないんじゃないだろうか。そういう意味におきましては、やはり交付税法の第七条というものの条文の趣旨は、生きておりますし、また生かされなければならぬし、その概算として財政計画という意味も十分あると思ひます。ただ御指摘のように、この中にはその算定方法、とらえ方あるいは示し方等々につきまして、お説のような御疑問が生ずる余地は十分あるのであります。その合理化につきましては、従来からやつてまいつたわけでございますけれども、やはりさらにその

合理化について、もつと知恵をしぼり、もつと計画にふさわしいものにしてまいらなければならぬというように考へておるわけでございます。

○鈴木壽君 きょうはこれで……。

○委員長(竹中恒夫君) 午前中の審査はこの程度にして、午後は一時半まで休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

午後一時四十八分開会

○委員長(竹中恒夫君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

「大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案」を議題といたします。前回の説明に補足して説明を願ひます。佐久間行政局長。

○政府委員(佐久間護君) お手元に配付いたしてございます法律案要綱に従ひまして補足説明をいたします。

この法律案は、大臣の提案理由の御説明でも申し上げましたように、大規模な公有水面の埋立てによりまして新たな土地が生じた場合におきまして、将来その土地につきまして周辺市町村と関連なく、新たな集落が形成されまして、しかもそれが一つの地方公共団体として十分要件を備える見通しがあり、一つの地方公共団体として成立させ、今後の運営をさせていくことが適当だと考えられますような場合に、当該区域をもつて新たな村を設置することができるよう法的措置を講じようとするものでございます。具体的には八郎潟の干拓事業が進捗をいたしまして、昭和三十一年度から干陸が始まり、昭和四十年度で干陸を完了する予定になっております。八

郎潟中央干拓地が百五十八平方キロメートルになりますし、新しい形式の営農を行なつていくとするわけでございますから、このような場合におきまして、先ほど申しましたような新しい村を設置することのできるような、地方自治法等の特例を定めようという必要が起りましたので、急に御審議をいただくことにいたしました次第でございます。

法案の内容をいたしましては、まず第一でございますが、現行の地方自治法によりまして、市町村の地先水面は、当該市町村の区域に属するという解釈が行なれておるのでございますが、八郎潟のような場合におきましては、そのようなことで区域を周辺の市町村に分属させることが適当ではないわけでございます。そこで、この特例に定めまして手続をいたしましては、内閣は、大規模な公有水面の埋め立てが行なわれる場合におきまして、当該埋め立てにより生ずる土地にかかる区域をもつて村を設置することが適当であると認めるときには、関係普通地方公共団体の意見を聞いて、新たな村を設置することができるといふことにいたそうとするものでござい

ます。関係普通地方公共団体は、申すまでもなく関係都道府県、関係市町村でございますし、それらの地方公共団体が意見を申し述べます場合には、議会の議決を要することにいたしておるわけでございます。

次は、村が処置されまして、長、議員の選挙を行ないます場合でございますが、当初は住民もおりません状況でございますので、ある程度の入植者が定着をいたしまして、村としての共同生活体の基礎ができました時期になりましてから選挙を行なうようにいたそうというところで、「自治大臣が指定する日」まで延期をするということにしようとするものでございます。

次は、職務執行者に関する事項でございますが、ただいま申しましたような状況でございますから、村の設置と同時に村長を選挙することができませんので、村長が選挙されますまでの間、「都道府県知事は、都道府県の議会の同意を得て、当該都道府県の吏員で市町村長の被選挙権を有する者のうちから、職務執行者を定めなければならない」ということにいたそうとするものであります。職務執行者の任期は二年としようとしたしております。職務執行者は、村長が選挙され、就任されるまで、新村の長及び収入役の権限に属するすべての職務を行なうことにしようというふうにいたしております。

次は、職員に関する事項でございますが、新村の職員は、都道府県の職員のうちから、「当該都道府県知事の同意を得て、職務執行者が命ずる」といふようにいたしております。

次は、「条例の特例事項」についてでございます。条例を制定いたすに際しましては、当初、議会がございませんで、「当該議会の議決に代えて都道府県知事の承認を得て、」制定することができるといふことといたしております。ただし、それらの条例の中で地方税の賦課徴収、分担金、使用料の徴収または行政事務の処理に関するもの、言いかえすれば、住民の権利義務に關係するものについては、都道府県知事の承認を得るだけでなく、あらかじめ都道府県議会の同意を得なければならぬものといつたしております。新村の長が選挙されました後におきましては、最初に招集されました議会の会議におきまして、条例の制定について承認を求めなければならぬことにしようとしたしております。

次に、「議決事項の特例」でございますが、職務執行者は、新村の議会が成立するまでの間は、議決を要することとされております事項につきましては、議会の議決にかえて都道府県知事の承認を得て管理し、執行するものといつたそうとしております。

次に、「委員会等の特例」でございますが、新村の状況から見まして、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、一定期間置かないものと、その間新村のそれらの委員会の事務につきましては、都道府県のその相当委員会がそれぞれ管理し執行するということにいたそうとしております。

最後に、「議会の議員等の任期の特例」でございますが、自治大臣の指定する日から選挙されるわけでございますが、その新たに選挙されました議員及び長の任期につきましては、地方自治法の四年とありますのを二年ということにいたしております。これは、住民がだんだんと定着をしまひるわけでございますから、この住民移動の激しい時期におきまして、住民の意思をよりよく反映させるために任期を短縮することがよろからうと考えたわけでございます。

○委員長(竹中恒夫君) それではこれより質疑を行ないます。自治省当局のほうか、農林省農地局永田参事官同じく大

然われわれのところは所属すべきなんだというように主張されたら、これはやはり私は問題だと思ひますね。それをいや、そうじゃないのだ、内閣がこれをきめるのだと、びしやりと言ふような形に、上からの力でこういふうなことをやるといふうなことになる。これは根本的な問題として考えなきゃならぬものだと私は思ふのです。もし将来他の周辺の市町村等と違つた形の営農なり、そこで地区のいろいろな形態なりというものが予想されて、新しい一つの別のものにしなきゃならぬということがあつても、それはいさぐでなしに、将来の問題としてそういうふうな必要性があり、また、周辺の市町村の納得する形において新たなものをつくる、こういうことが私はすなおに行き方だと思ひ、正しい行き方だと思ふのですが、どうです、その点は。

○政府委員(佐久間重君) お説のように、こういう特例を認めますというところは相当慎重でなければならぬと私も考へておるわけでございます。ただ、この八郎潟のような場合におきましては、周辺の市町村がそれぞれ自分のところに当然属すべきものである、本来の区域だと考へますよりも、むしろ地方自治法で申しますと、七条の二の所属未定地域の編入の規定がございます。かつて、御承知のように青森県と秋田県との間が未定で問題になりました久六島の例であつたわけでございますが、それと同じといふわけではもちろんございませぬけれども、実態から申しますと、むしろそれに類する扱いをしていふような実態で

はなからうか、かような判断に立つたわけでございます。

○鈴木壽君 確かに所屬の未定地なわけですがね。しかしこれはいま例にあげました久六島等の問題とは、やはり違つたものだといふふうに思ふのです。たとえば、東京湾の地先、これは埋め立てという形でやるのでしようが、新しい土地ができる、それぞれの周辺の関係市町村、それと何ら変りない。たまたまそれが中において区画がなしに、全部一本の形で土地ができ上がるのだ、こういうことなんであつて、自分の地先ですわ、それで橋もかかるし人間も通るし、そういう場所です。全然縁のない、それこそほんとうに所屬がしるれにも属しておらないといふような、さつきのお話の例の沖の島のようなかつこりではこれはないです。たまたまそれがいま言つたように形が、こういう何とていいますか、楕円形みたいなかつこりで、そして堤防で全部締め切つて、中に一つの土地ができただといふことであつて、考へ方は東側のほうの八郎潟町にしても琴丘町にしても、自分の地先です、これは。西側のほうの琴丘村にしても自分たちの地先です。これは当然自分たちの地先干拓という形で、自分たちのほうに所屬させるべきだといふ主張ができるのです。また、しなればならぬと思ふのです。ですから、そこら辺、これはあとであなたのほうでお答えになるか、あるいは農林省のほうで適当じゃないかと思ふのだ、いづれどいふ村という、ことばはちよつと私はいま使いたくありませんが、この土地にどういふうな人の配置をし、営農の形態をどういふう

に持つていくのか、さつとお話がありましたように、一戸当たりのそれがどうなるのか、それに入つてくるいわゆる入植者といふものが、そういうのが一体どういふうになつていくのか、そういうものが明らかにならないといふまじいと思ふのです。そういうものをあとでお聞きしますが、将来ここを一つの新たな村としてやつていったほうがいいんだ、その際には、関係市町村のそれこそ同意を得て、住民の納得の上で、ここに一つの新たな村としてのそれを考へるという考え方であれば、私は非常にうまくいくと思ふのですが、もしかりにどうか、例として、どこかの町なり村なりが同意を存えないといふようなことがあつても、それでもおやりになりますか、これは。

○政府委員(佐久間重君) 先生のおっしゃいますことも一つの御意見だと私も思ふのでございます。結局、問題はそこを造成されました埋め立て地に、今後建設されます生活共同体というものが、周辺の市町村とどれほどの関係を持つておるか。また、その共同体自身がそれだけでどれだけ一体性を持つていくのか。今後のその住民の人たちの生活の形態なり産業経営の方なり、いろいろな点から考へていかなきゃならぬと考へますが、結局、地方公共団体の基礎になりますのは、そういうものの実態に適するような自治体をつくらせていくということが政策的に見て正しい方向ではなからうかと思ふのでございます。そういうことになりましたら、八郎潟の場合につきましては、農林省の今後の事業継続の

考へによるところが非常に多いわけでありまして、私もその状況も御説明をいたした上で、この場合にはどういふうなやり方をするのが適当だといふ判断をいたしましたのでございます。

それからなお、お尋ねのございました周辺の市町村が同意をしなかつた場合にも行なうのか、こういうことでございしますが、この法律案のたてまえは「普通地方公共団体の意見をきいて」ということでございしますが、その意見が反対だといふ場合におきましては、内閣が新しい村を設置することが適当だといふ判断をいたしましたときに、法律上は可能だといふたてまえにいたしておるわけでございます。

戸当たりの営農形態の違いであつて、村全体として考へれば、その中には当然関連性というものも、何も営農の規模そのものによつて村としての一体性がどうのこうのといふうに考へるべき問題じゃないのですから、それは幾らでも関連性を持たせるとすれば、あるいは一体的な村の運営をやらうとすれば、それはできます。だから、私はあなたのおっしゃるようなことには、にわかには賛成できませんがね。それから、かりに周辺の市町村が賛成をしないんだと、議決もしないんだと、反対だ、ということがあるらうけれども、これは内閣が意見を聞けばいいんだから、そんなことがあつたつてやれるんだと、こういうふうなことで、だからそういうところに私は一番初めに申し上げたように、上からの力でこういう問題を……意見を聞くというこ

とは、同意するかしないかは別だ、形において聞くので、形式を整えればいいんだと、賛否は問うところじゃないのだといふような、そういうふうな考へ方が私はおかしいと思ふんです。私は、この問題は実態的にはあなたのおっしゃる通りに、私も地元ですから、わかります。だから新しい村をつくるというこについて、私は必ずしもまづこりに反対する気持ちはない。しかし、ものごとには単なる実態とか何とかいふことで考へていくべきでなく、これはやっぱり地方自治の一つの本来的なあり方、そういうものにかかわつてくる大きな問題だと思ふのです。そういう面でもういふうな御検討をなされ、どういふ結論に立つてどういふことに踏み切られたのかということ、私はいまお聞きしたいと思つ

た。この八郎潟のような場合におきましては、周辺の市町村がそれぞれ自分のところに当然属すべきものである、本来の区域だと考へますよりも、むしろ地方自治法で申しますと、七条の二の所属未定地域の編入の規定がございます。かつて、御承知のように青森県と秋田県との間が未定で問題になりました久六島の例であつたわけでございますが、それと同じといふわけではもちろんございませぬけれども、実態から申しますと、むしろそれに類する扱いをしていふような実態で

はなからうか、かような判断に立つたわけでございます。

○鈴木壽君 確かに所屬の未定地なわけですがね。しかしこれはいま例にあげました久六島等の問題とは、やはり違つたものだといふふうに思ふのです。たとえば、東京湾の地先、これは埋め立てという形でやるのでしようが、新しい土地ができる、それぞれの周辺の関係市町村、それと何ら変りない。たまたまそれが中において区画がなしに、全部一本の形で土地ができ上がるのだ、こういうことなんであつて、自分の地先ですわ、それで橋もかかるし人間も通るし、そういう場所です。全然縁のない、それこそほんとうに所屬がしるれにも属しておらないといふような、さつきのお話の例の沖の島のようなかつこりではこれはないです。たまたまそれがいま言つたように形が、こういう何とていいますか、楕円形みたいなかつこりで、そして堤防で全部締め切つて、中に一つの土地ができただといふことであつて、考へ方は東側のほうの八郎潟町にしても琴丘町にしても、自分の地先です、これは。西側のほうの琴丘村にしても自分たちの地先です。これは当然自分たちの地先干拓という形で、自分たちのほうに所屬させるべきだといふ主張ができるのです。また、しなればならぬと思ふのです。ですから、そこら辺、これはあとであなたのほうでお答えになるか、あるいは農林省のほうで適当じゃないかと思ふのだ、いづれどいふ村という、ことばはちよつと私はいま使いたくありませんが、この土地にどういふうな人の配置をし、営農の形態をどういふう

に持つていくのか、さつとお話がありましたように、一戸当たりのそれがどうなるのか、それに入つてくるいわゆる入植者といふものが、そういうのが一体どういふうになつていくのか、そういうものが明らかにならないといふまじいと思ふのです。そういうものをあとでお聞きしますが、将来ここを一つの新たな村としてやつていったほうがいいんだ、その際には、関係市町村のそれこそ同意を得て、住民の納得の上で、ここに一つの新たな村としてのそれを考へるという考え方であれば、私は非常にうまくいくと思ふのですが、もしかりにどうか、例として、どこかの町なり村なりが同意を存えないといふようなことがあつても、それでもおやりになりますか、これは。

○政府委員(佐久間重君) 先生のおっしゃいますことも一つの御意見だと私も思ふのでございます。結局、問題はそこを造成されました埋め立て地に、今後建設されます生活共同体というものが、周辺の市町村とどれほどの関係を持つておるか。また、その共同体自身がそれだけでどれだけ一体性を持つていくのか。今後のその住民の人たちの生活の形態なり産業経営の方なり、いろいろな点から考へていかなきゃならぬと考へますが、結局、地方公共団体の基礎になりますのは、そういうものの実態に適するような自治体をつくらせていくということが政策的に見て正しい方向ではなからうかと思ふのでございます。そういうことになりましたら、八郎潟の場合につきましては、農林省の今後の事業継続の

ておるわけなんです。それは所國のきまらなところだから、内閣は、どんな意見も聞いて、やればいいんだという、こういう姿では、私はこういう問題の処理というものは、私はこれは大きな疑問を抱かざるを得ないので、それがね。だから、私のさつきから言っていることやたらどうかということは、いまの自治法に基づいたやり方をとっていくと、その場合に、周辺の関係市町村にも将来のことやつぱり考えながら、将来こういうふうな地区についての新しい一つの村というものをつくるといふことをみんな納得した形で、ともかくいまの所國をきめていく。將來何年かたつて、入植も完全に終わり、予想したような一つのいわばそこに集落ができる、こういうような時期になったら、またそれぞれの関係の市町村において、議決によつてこを新たなものにするといふことは、いまのこのように所國のきまらなところ、あるいは公有水面の埋め立てとかなんとかいろいろありますが、とにかく七条、八条、九条による、そういうルールによるところのものを考えていくほうが私はいいんじゃないかと思うのです。もう一つ、あとから聞きますが、それで出てくる村というものは一体どうなるのかという、私は非常にこれはやつぱり住民の権利といふことが、自治の制限された形のものがここに出現するわけですね。非常にこれは変なかつたものなんです。選挙権があるわけでは、これはあるいは国会の場合には使えるときがあるかもしれないけれども、自分たちの村そのものに対して選挙権も、村長も選べない議員も選ぶことができない、こういう非常

に制限された形においてその村なるものができ、ここに住民がおるといふこと、これはまた別の面から大きな問題だと思ふんですね。なぜ一体そのように制限をしなければならぬか、かりに五年か七年という計画によつて入植するといふ、そういういまの予想だとして、それからといつて、最初に入つてくる何百人か何千人か知りませんが、入つてくるまで待つのだ、そういう権利も行使しちやだめだといふ、こういうきわめて制限した態度、いわば住民としての権利も全然行使できない、よるな、そういう形における村づくりといふのは、これはおかしい。だからこれを私は、初めから周辺のそれに、しかるべく話し合ひすればつきまざる、そうやって、あとできれいに分村なんかも認めて、議会で——それはあなたがた、何といふんですか、みんな新しい一つの村をつくりなさい、周辺の人が祝賀されて出てくるようなかつたことをやってやるのが私はいいんじゃないかと思ふんですね。そういうことも含んで、このやり方というのは少しどうもおかしい、こういうふうには私は思ふんですが……。まあ関連があるようにございますから……。

○松本賢一君 いま鈴木委員の質問があつて、これは特別会計で、行なつておるわけですが、鈴木さんは地元の方で事情をよく御存じなんです、私もよく知らないのです。幸いここに図面をちょうだいしておるので、ちよつとこの法律はここに關するだけの法律のような気がします。この八郎潟の問題について、ひとつ干拓の歴史とか付近の自治体の関連とかいふようなことにつ

いて、概略お話を聞かしていただきましたと思ひます。それはどちらからでもけっこうです。○説明員(永田正重君) お手元に入郎潟の略図がお配りしてあると思ひます。左上と右下とに日本海、その間に左のまん中より下に陸地の男鹿半島があります。中央が入郎潟でございます。入郎潟は総面積二万二千七百七十ヘクタール程度でございます。いわゆる八郎潟事業と申しておりますのは、中央に白く浮かび上がつておる部分、これが中央干拓でございます。この部分が一万五千八百七十ヘクタールでございます。それから周辺に、下の左のほうからまゐりまして西部干拓、南部干拓、それから右側にいきまして東部干拓、北のほうに一部北部干拓といふのが帯のように小さく見えております。これがいわゆる周辺干拓と申して、この周辺干拓が千五百六十ヘクタールございまして、中央干拓と周辺干拓地とを合算すると、新たに陸地となる面積が一万七千四百ヘクタール程度になるのでございます。一万七千四百数十ヘクタールになりますので、約一万七千五百でございます。

この事業は、昭和三十三年度から國營干拓事業として着工されたわけでありまして、これは特別会計で行なつておるわけでございます。それで、さきに申し上げました干拓します面積一万七千五百ヘクタール程度のうち、耕地となる面積は、一万四千七百ヘクタール程度といふことを予定しておるわけでございます。その差は、堤防とか道路とか水路とか宅地とか、そういうものになるわけでございます。この特別

会計によりまして事業費の総額は、現在のところ三百三十一億圓ということになっておりまして、三十八年度までの、すでに使ひました事業費は、なまで約二百十九億圓ということになっております。具体的工事の進捗状況について申しますと、中央干拓地につきましては、堤防が附帯工事を除きましてほぼ築造が終つております。それからその堤防のまん中の白く浮かび上がつておりますところ、右側のまん中より上に北部排水機場といふのがございまして、左下にも南部排水機場といふのがございまして、その二つが、一万五千ヘクタールばかりの中央干拓の排水機場になっております。この二つはすでに完成してございまして、堤防とこの機場が完成いたしましたので、昨昭和三十三年の十一月に排水を開始したわけでございます。この図面にはございませ

んけれども、地区内の幹線排水路も水中で荒堀りを行なつてございまして、三十九年度、本年度中には、五、六千ヘクタール程度のものが水中からあらわれまして干陸される予定になっております。それから周辺の干拓地、これにつきましては、すでに西部、南部の干拓地はほぼ完了いたしましたので、東部干拓地のほうがややおくれてございまして、堤防がほぼ完了してございまして、状況でございます。先ほど周辺干拓の耕地面積の内訳を申し上げましたが、中央干拓の一萬五千八百ヘクタールばかりの中の耕地面積は、一萬三千七百ヘクタールばかりを考えております。それから周辺干拓の一萬五千ヘクタールの中で耕地面積になりますのが千三十

五ヘクタールを考えております。これを合せて先ほど一萬四千七百ヘクタールと申し上げたわけでありまして、なお、残存水面がございまして、この残存水面は下のほうに調整池と書いてありますが、調整池とそれから承水路、これは向かつて右のほうに東部承水路、向かつて左のほうに西部承水路と、このようになつております。それと下のほうに船越水道と書いたのがございまして、これが日本海に抜ける道でございます。この掘きく工事もあるわけでございます。これの掘きく工事もあるわけでございます。これらの水面を合算すると残存水面も四千七百ヘクタールばかりになりまして、もとの二万二千余りの総面積の約四分の一が水面として残存する、こういう形になつております。これらの干拓地は主として耕地となるわけでございますが、中央干拓地におきましては、干陸に引き続きまして、國營事業といつたしきつて排水路、道路といふようなものの基幹的な工事が行なわれまして、その末端工事は特別会計以外の施行によりまして、入植者が入りまして、農地、農業用施設、公共施設等の建設整備が必要であると考えておるわけであり

ます。これらの事業は、おおむね四十年から開始されて、と申しまして、建設工事は四十年度から開始されて、最初の入植は四十二年といふところの予定しておるわけでございます。で、これは中央干拓地の、周辺の市町村の増反用地として逐次現在配分しつつあるという進行状態でございます。次に、入植計画につきましては、ま

一三

だ確定をしておらないのであります。実は八郎潟干拓事業企画研究会、こういうものをわれわれのほうでつくっておりまして、これには東畑四郎さんを会長にいたしております、学識経験者が非常に多いのでございますけれども、秋田県もメンバーに入っておりますし、関係各県もメンバーに入っております。こういう会合でいろいろ試算を試みておるわけでありまして、その一つの試算について申し上げますと、一戸五ヘクタール、こういう工合に仮定をいたしますと、農家の戸数は約二千四百戸と推算されます。それに伴いまして、他産業の商工関係が八百四十戸、給与生活者が千戸、合計いたしまして四千二百戸程度のものです、人口にいたしますと二万一千人程度の規模になるであろう。研究会の試算は、実は一戸当たり二町五反、それから五町歩、ヘクタールでも大体同じでありますけれども、それから十町歩、この三つに分けて実は試算が行なわれております。いま一戸当たり五町歩というこの数字を申し上げたわけでございますが、十町歩になりますと、農家戸数はきちんと半分になる。その他のものはちょうど半分というわけにはまいりませんが、おおむね大体この半分に近いもの、それから二町五反というところになりますと、おおむねこれの倍の数字ということで大体見当がおつきになると思われます。——いまの概略の説明で落としましたことは、先ほど申し上げましたように、水面の面積を約四分の一に狭めたわけでございますので、周辺から入ってきます河川の水をここにプールする能力が減ったわけでありまして、したがって出口の船越水道

というところを、いままでも曲つて出ておりましたものを、まっすぐ突き抜けるという船越水道の工事をやっております、これが海に向かつて吐き出せるところまでできております。護岸その他がちょっと残っておりますけれども、通水はしております。それから重要河川、その他の河川につきましては、流入河川の改修に伴うわけでありまして、これらもおおむね完了に近づいております。以上をもちまして概略の説明を終わります。

○松本賢一君　そこで、これもちょっと参考までに聞いておきたいのですが、昭和三十三年から始まったのでしたね。私その当時の話も実は聞いておりましたので、なんですが、そもそもこの干拓というものは、付近の市町村が十一あるわけですね。こういういろいろの計画との関係というのか、そもそも何かやはり付近のほうからそういう声が起つてやり出したのか、それともそういうこととおかまいなしに、そういうことを政府のほうで計画されておやりになったのか、ちょっと伺っておきたいのです。

○説明員(永田正重君)　少しデリケートな問題でございますが、夢のような話で、これを干拓したらいいというよりな、技術屋の間でそういう話は前からあったわけでございますが、いよいよ調査にかかったというときには、やはり県の有力者と打ち合わせながら行なわれたものと考へます。そのころから、やはり賛否両論が地元においてはあったと承知しております。したがって、漁業補償で相当もんちやぐが多く

て、これの解決には相当骨が折れたという関係がございます。協調点といったしましては、周辺干拓地というものは、実はオランダの有名なヤンセン教授が、もうすでに八郎潟に四、五回おいでになって見ていただいておりますのでございまして、その前に日本の技術屋もオランダに行つて勉強してきたということがあるわけでございますが、ヤンセン教授がおいでになったときもおっしゃったのです。つくる必要がない、こういうことをおっしゃったのでございまして、まあ排水の面から堤防の考へ方とあわせて、周辺農村に増反用地を与えるというところが、何と申しますか、一つの妥協点といえます。満足を与える一つの材料になったということができるかと思つてございまして、なご多少は、今後は増反的な意味で中央干拓地にもそういうような希望を持っておられる向きもあると承知しておりますし、また入植をする場合も、周辺からの希望者に対しては、ある程度考慮を払つていかなければならぬ、こういう工合に考へておるわけでございます。

以上で答弁になりましたかどうかわかりませんが……

○松本賢一君　そうすると、この中央干拓を除いた周辺干拓——三カ所か四カ所ありますが、これはそれぞれその村へ所属することになるわけですか。

○説明員(永田正重君)　そのとおりです。

○松本賢一君　その程度伺つておきます。それじやいいです。

○鈴木壽君　現在までの経過なり現時点なんかの状況なりも、いまお聞きしました、昨年末から今年度には六千ヘクタールくらいの干拓ができることである、つまり、これから全面的な干拓のそれに入るわけなんです、今度どのような形でここに入植させるのか、こういうような問題もひとつお聞きしておいたほうが、いまの法律家を審議する際に役立つと思ひますから、それをひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。——その前に、ちよつと一戸当たりの営農規模というよりなもの、これはきまつたやにも聞きますが、一体どういふふうになつておるか、そういうふうなところからひとつお聞きしたいと思ひます。

○説明員(永田正重君)　一戸当たりの配分面積ということでございますが、先ほど概要のところでもちよつと触れましたとおり、企画研究会で二・五、五、十ヘクタールの三通りの案を試算されております。研究会としましては、いずれきめられる数字は、これだけあれば、その中に入るか、少しくらい外に出るか、大体この三つのスターンダードをつくつておけば、きめるときにはそう苦労しないできめられるであらうと、こういう御趣旨かと私は承知しておるわけでございます。周辺の干拓地は増反でございますから、これは別といたしまして、残余の中央干拓地の耕地の配分をどうするかという、まず土地利用計画と申しますか、部落をどうするか、道路の配置をどうするか、あるいは公園のようなのをどうするか、公共施設をどういふところか、設けるとかというふうな農村建設といひますか、そういうことも

ございまして、大まかなことだけはどうしてもきめて進まなければならぬという点がございまして、そこで、農業の一つの作業単位というものを、いまのところ六十町歩というところで割り切つておるわけでございます、たとえば一戸当たりの配分が五町歩であるというところになりますと、十二戸が一かたまりになつて六十町歩の土地を作業単位としてやる、いわば協業組織でやる、こういうふうな形を考へておるわけでございます、これをたとへば十馬力程度の耕うん機を使つて耕作をするというところになると、個人経営という線に近づくと、個人経営ということに近づくと、六十町歩に二台、あるいは経営のしようによりまして三台というふうなことで、六十町歩というのを一つの単位として考へるわけでございます。さらに、最近実用に近づきつつありますコンバインを入れたいことにいたしました、これは大体一台で、やはりまき幅がいろいろありますので、一台で作業単位として考へる面積は、大体八十ヘクタールから百五、六十ヘクタールという範囲になりますので、四メートル幅のまき幅のものというところになりますと、六十町歩の倍の百二十町歩くらいを一つの単位としていけるだらう。大体六十町歩を二つ合わせて、一台のコンバインでやる、こういうふうないない一応の大体の目安を立てておるわけでございますが、そこで、機械の編成等もございまして、もう少し検討していただいてから一戸当たりの面積というものはきめるほうがいいのではないかと、このとで、なお目下検討を続行しておる、

ある、こういうぐあいにお考え願ひな
いと思うのです。

○鈴木壽君　だから、それならそれで
いいんです。私は別にどうのこうのと
言うんじやなくて、私どもは、いま
まで案でございますけれども、いま

言つたように一戸当たり五ヘクタール、十二戸、六十ヘクタール、これが一つの単位としてやられるんだ、そういう前提に立つて農家のほかの方々も入りますが、全部で合わせて大体六年たてば四千三百くらい戸数が入るんだという、こういう話を聞いておつたもので、さつきの話を聞いたところでは、いやそれまできまつていないんだ、二町五反がいいか十町歩がいいか、これからだというお話でございますから、それならそれでいいわけです。ただ、そうなりますと、これは今度あなたの方ではありませんが、新しい村をつくつてやつていくいろいろなことに關係してきます。まだ皆目めどのつかないようなところへ村ができ、一体どういうことをするのかというところも実は問題になつてくるんですが、それは別問題として……。関連があるようでございますから……。

○松澤兼人君 いま計画について承つたんですけれども、大体簡単に回答を願いたいんですけれども、土地は五ヘクタールで幾らくらいの見積りもでございますか。

○説明員(永田正重君) よくのみ込めただかどうかわからないんですけれども、五ヘクタールを一戸について渡しますと二千四百戸でございます……。

○松澤兼人君 土地の値段といひますか、払い下げの値段。

○説明員(永田正重君) これは、干拓の場合には、いま新たにやる干拓でございますが、二割五分を農民に負担してもらい、その二割五分相当額で土地を入手する、総工事費でございますね。それに借入れがありますと利息も入るわけでございます。そういうこ

とになっておりますが、これはいまの新しい制度でございます、八郎潟の場合には相当違ひまして、二五割を原則とするけれども、下限と上限とを設けておこうということになつております、三十八年度では下限が反当たり七万、上限が九万、上段が九万、内には、たとえば八万五千円になるという、こういふことになりまして、上段の中に入つてこない、外側になるというものは上下限で切る、こういうことになると思ひます。

○松澤兼人君 反当たり下は七万円から上は九万円、その四分の一がそれ以上であつても九万円に押える、こういうことですか。それから先ほど鈴木委員の質問で、四十六年に全部の入植を終わつてしまふ、これは農林省のほうとしてもやつぱりそういう考へでいらつしやるのですか。その見当は全然ついていないのですか。

○説明員(永田正重君) これもまだ決定段階ではございせんからわかりませんというお答えが正しいのかと思ひますけれども、現在の工程から押してまいりまして、大体最後の入植者が入る年は四十六年度に押えたいという目標を持つておるわけでございます。

○松澤兼人君 そういたしますと、大体その配分された耕地に入植者が入るといふのは、四十二年ですか、四十一年からでございますか。

○説明員(永田正重君) 最初に入植されて、自分の土地を耕すのは四十二年度でございます。その日安として努力中でございまして、これも決定版とは申し上げかねます。

○松澤兼人君 そうしますと、三十九年度で大体いま水の中にある土地が全部出てくる、それは全部実現できるんですか。

○説明員(永田正重君) 大体三十八年の十一月から干拓を開始したわけでございますが、徐々に水を引かしていったほうが堤防が急激な変化を受けないで逐次安定的な沈下をしていく上に都合がいいというところが一つ。もう一つは、掘きく盛り土なりが、水中であつたほうが安いという工事が相当ございまして、現に幹線排水路が水中掘きくをしております。それから部落の建設予定地とか、幹線道路の敷地というやうなところはサンドポンプでもって盛り土をやつております。そういう関係と、両方から、大体四十年年度まで水は徐々に引いていく。四十一年度から全面積があらわれる、こういうぐあいに考へておるわけでございます。

○松澤兼人君 もう一つだけ。われわれとしてその干拓計画がどういふことを言つておるわけじゃないのです。結局いつその村ができるかということをお私たちとしては問題にしてゐるわけです。それで、最終四十六年度で押える、それまでは完全な形態における新しい村といふものができないのじゃないか、こういうところに焦点を置いて御質問を申し上げておるわけにいかればいい、少なくとも四十六年、どんなに早くても四十六年より前には完全な形における新しい村といふのは姿をあらわさないといふことに了解してよろしくございまして。

○説明員(永田正重君) 私のほうは、実は農家として入植させるといふ面から、そういう目標といひますかを置いておるわけでございます、商工業とかあるいはサラリーマンが建てるとかといふような付加的なものがどういふスピードでそれにくつついていくかというところは、確たる自信を持つた答弁はいたしかねるわけでございますし、さらに、当初に、先行する入植者がどういふ家族構成を持つたかということが問題でございまして、おそらく当初は家族構成が平均して少ないのではなからうか、したがひまして、通常の家族構成——五人とか五人半とかという農家の通常の家族構成——に達するのには、相当の年月を要するのではないかと、このように考へております。

○林虎雄君 大体入植される農家の農業形態ですが、大体水田を主として営農が行なわれると思ひますけれども、その他についていろいろ具体的に考へておいでになるわけですか。と申しますことは、もう少し私言ひましよう。

戦後、高冷地とかあるいは荒蕪地へはいふ入植させて、あの当時の事情からいへばやむを得なかつたと思ひますけれども、それが失敗したりして離農した人もだいたいあるわけですが、この干拓の場合には、荒蕪地でも高冷地でもないです、たいへん平面ですから、耕作には申し分がないといふふうに思つております。ただ、半ば塩水があつたと思ひますから、そういう塩分の関係はどうか知りませんけれども、とにかく従来の終戦直後の干拓の考へ方とはだいぶ違つてきてゐるはずだと思ひます。

したがつて、水田耕作を中心とするとしても、稲作だけでは営農がなかなか容易でないといふふうに承知してありますが、これからせつかくこへ入植させるには、近代的な農業といひますか、広いところへ新たにを入れるわけですから、農林省としても理想的な営農形態をつくらうという考へだと思ひますが、この点お聞きいたしたいと思ひます。

○説明員(永田正重君) ただいまの営農の形態の話でございますが、企画研究会でいろいろ学識経験者が検討をされておるようでございます。農林省としてその幾つかの成案を持つたという段階ではございせん。ただ、その中で問題点をちよつと申し上げておきますと、水田耕作はあそことしては非常にびつたりしてゐる地帯だと思ひます。ございまして、水田ならば、従来のやうな個人経営でやるならばそう不安定なものではないのか。戦後の開拓でも水田を持った開拓者は大体安定しておりました。畑作地帯では非常に苦しんでおる農家が多い。こういうのが現実であると承知しておるわけでありまして、しかしながら八郎潟においては、将来の日本農業のモデルになるやうな理想的なものをひとつつくつてみたいのだという意見が非常に強いわけでございます。まああまりユートピアに近いものをつくるというところは、周辺の農家との關係もございまして、それ以上、現在農業といふものはまだ日本ではその実証的な成績が出ておらないわけでありまして、どちらかといふと試験段階である。機械もほとんど変わつてきておる。そういう過渡期的な時期であるといふやうなことから、将来機械農業にこの地帯をどうしてもしたいものであるという御希望が多いよ

うでございしますので、そこで機械農業で水田単作ということになりますと、御承知のように植えつけの時期と収穫の時期と二度のピーク、そのピークのために三百六十五日機械を保有しておられなければならない。そうすると機械の遊休防止というのをどう考えたらいいかというのが一つの大きな問題点になろうかと思うのであります。そこで、水田以外にそこに何か結び合わさなければならぬ。機械なり労力なり平均化といいますが、結局は省力化というほうがいいのかもしれないけれども、そういう方面から何か組み合わせた方がいいかといふことは、たいへんむずかしいが現実的にはなかなか出ないというのが現在の段階ではなからうか。牛を入れるというようないくつか、牛を入れたらいいかといふことは、試算も、いま努力されております。しかしながら、理想的な乳牛地帯といふことになりまして、相当規模の大きなものになる。そうするとやはり消費地の関係もございしますし、相当それに対処するには施設も要するといふようなことになってきますので、これもあまり大きなものをこへ持つてくるというわけにはいかない。そうすると、いろいろ組み合わせができてくるのじゃないかという気もいたしてまいりますが、いずれにいたしまして、これは問題点として申し上げるものでありまして、農林省としてはその点については残念ながら姿勢がよいまのところきまつていない。検討中ではございまして、申し上げる段階ではございせん。

○林虎雄君 一戸平均五町歩、そうすると十二戸を一つのグループとして、何というか、協業といいますが、そういう形態は非常にこれから農林省の方として適当だといふふうに思いますが、せっかくこうした平らな、理想的な、何もないところですから、新たな村づくりをするには、特に農業を中心とする村でありますから、農林省としても日本の農業の最高のあるべき姿といえますか、理想像をここに描けるはずだと思ひますし、他の一般の日本の漁業の現状を見ますと、みんな行き詰まっておるわけですね。一応開拓者なども水田を中心としたところは安定しておるという話でありますけれども、実際は食糧のことには欠かぬといけれども、現金収入が少なくて、一部の人は外へ出かへせざるを得ないというところがある。見えておるけれども、漁業自体の将来を非常に不安がっているのが日本の農家の現状であります。これについては決定的な欠陥としては、耕地が狭小であるといふことにあります。この場合には五町歩といふものが、一応のきまつたことでもないでしようが、二町五反あるいは五町といわれておるけれども、できるだけ規模も従来の日本の農業の規模を拡大して、そうして合理的に営農させていくことが必要だといふふうに思ひます。おおよそ近隣の町村から大体農業の経験のある人が入ってくると思ひますけれども、そうなりますと、従来の耕地はどういうふうになるというお考えですか。たとえば他の残っている農家にその土地を処分してこちらへ入るか、あるいは両方兼ねて営農するとか、あるいはやり方もあるでしようが、農林省の指導方針としては、どういふふうにお考えになっておられますか。

○説明員(永田正重君) 入植者の選考につきましては、全国的な視野に立つてこれを選びたい、こういうふうな基本方針でございしますが、地元の方が近いというので優先性を考えてまいりたい。それから地元の方に限らず、入植者という扱い以外に、増反といふものを、周辺の干拓につきましても、いままでの経験からいまして、ある程度は増反に割愛しなければならぬであらう、こういうふうな考えでございまして、一戸当たり二反とか三反とか五反とか、非常にきまつておられるといふことは、少なくとも中央干拓地ではそういうことにはしたくない、そこで六十町歩の協業経営といふものに御賛同をどうしても願ひたいものだ、それが何戸で協業になるかといふことは別にいたしまして、六十町歩の協業単位の営農が行なわれるといふことに御賛同をぜひとも願ひたいものと、かように心得ておるわけであります。

○林虎雄君 いまのお話で、先ほども説明があつたのですが、周辺の方の入植、入植といふことでなくて増反といふ形、考え方をいいたたい、それは御説明のありました周辺の干拓を指して増反と解釈していいの、あるいは周辺の干拓だけでなくて、中の内面のことへ入る近隣の人も増反として考えるのか、その点どうなんですか。

○説明員(永田正重君) 周辺の干拓地は全部増反と考へておるわけではございせん。中央の干拓地につきましては、これは思想としては増反といふことは好ましくないでございまして、周辺干拓地だけではおさまらないといふぐあひを考へておるわけで、一部は増反に回さざるを得ないであらう、こういうことを考へておるわけではございせん。

○林虎雄君 中央干拓地は六十町歩単位といふことで指導も、いろいろやつていくことでございまして、それを周辺干拓と同じようにばらばらの経営をやつてもらうのは好ましくない、こういうぐあひに考へておるわけではございせん。

これは思想としては増反といふことは好ましくないでございまして、周辺干拓地だけではおさまらないといふぐあひを考へておるわけで、一部は増反に回さざるを得ないであらう、こういうことを考へておるわけではございせん。

○林虎雄君 これは自治省のほうにお聞きするのが適当かどうか知りませんが、周辺の干拓は、それぞれ従来の村にみな付随してございまして、大体において、したがって、これは従来の村の区域になるように図面では感じられるわけですが、新しい村をつくるというの、この内面だけを指して自治省なのは、これは農林省で考へておられるのか、干拓のうちの周辺との関係は、新しい村へ入るのか従来の村に残るのか、その辺ちょっと聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(佐久間重君) お尋ねの点は、お説のとおり新しい村をつくることです。適当であらうと考へておりますのは、この中央干拓地を考へておるのみです。

○鈴木壽君 永田さんね、入植なりそういうものの計画がまだはつきりしておらないといふことはわかりました。が、ただ、六十町歩を一つの単位としてやりたいのだと、それに賛成した人が入つてくるのだと、こういうふうな意味のことをおっしゃっています。

問題は、一単位を六十町歩にするといふことでなしに、一戸当たりどの程度のものが与えられるかといふことなんじゃないですか。でないと、六十町歩、とにかく一つの経営をするためには六十町歩が適当なんだといふようなことがあつたにせよ、その中に何人働くのか、まさか入る人たちがいわゆる農業労働者として入る人たちがいないはずなんです。土地を持つた人たちとしてやつて、その上で一つの六十町歩、六十、五十、五十といふ単位で協業化しよ、こういうことでは、その基本を無視して六十町歩といふことをまず前提にし、それに賛成しなければならぬの、それに賛成しなかつたおかしな人じゃないかと思ひますが、そこはどうか。

○説明員(永田正重君) 六十町歩といふ単位が、どこからかといふと、機械農業として機械がむだなく使える単位面積はどういう大きさであるかといふようなことが主となって積算されてきた面積だと思ひます。それで、入植者の場合には、先ほど申しましたとおり、まだ決定でないが、案としては幾つかあるといふことでございせん。増反の配分のしかたといふのは、従来行なわれておりました一戸当たりの配分といふのは、一戸当たり幾らという標準的なものをきめておるのではなく、今まで保有しておいた面積が非常に少ない人へはたくさん差を上げる。比較的多い人は少なくしか使われない。さらに、多くの場合には、非常に零細な分にせういふ耕地が使われるといふケースが多いのでございせん。ですから、ですから大体標準的な保有面積を得るくらいにまで持

ち上げてやるというふうなことで増反配分が行なわれたのが従来の普通のいき方であつたわけでございます。これにはもちろん家族構成がございまして、労働力の多い人はたくさん面積を持つても自作ができるし、少ない人はそうたくさんはできないということがあるわけでございます。勢い増反地につきましては非常に統一を欠いた、面積的にいまして非常に異なるものの寄せ集めになるということになるわけでございますので、そういう人がわざわざ橋を渡つてきていろいろなことをやるといふのは、指導も何もないものになつてしまふので、それではちよつと困るじゃないか、それらの人が自分の配分面積がいろいろ変わつておりましたも、六十町歩の単位のところでは御相談なさつて、どういふぐあいにとつ共同してやろうじゃないか、こつこつとあつたことをぜひ賛同した上で入つてもいいという念願を持っておるわけでございます。

○鈴木壽君 佐久間さんね、いま農林省のほうからお話を聞いていますと、いわゆるこの入植計画なり、新村としての体をなしていき経過なり、どうもさつぱりいふところは見当つきませんね、これは。それでもやはりこの法律をいま急いでやらなければいけないというふうなことになるんですかね。

これはまあ特例であつても、もちろん入郎湯だけではない、他の場合でも将来適用されるかも知れぬ、そういう場合も予想してつくられるものだと思うのですが、しかし、いまとりあへず問題になっているのは、これは入郎湯の干拓の問題ですね。その肝心の入郎湯の、何といひますか、入植者の、いま言つたように計画もできない、どういふふうな施設ができていくのか、あるいは経営の形態がどういふふうになつていくのか、したがつて四十一年度からというのだが、一体どの程度入るのか、あるいは四十六年度といつても、これは最終の年度であるのかどうか、お聞きして見ますと、まだ固まつておられないということなんです。この法律がもしかりにこの国会で通つたとした場合に、これはいつからどういふふうな執行していくつもりでおつたんでしょう。

○政府委員(佐久間君) 計画の細目につきましては、ただいまお話のようにまだ未決定の部分が多いわけでございますが、ただ本年度中におきまして約六千ヘクタールが干陸されることは、これは既定の事実と私どもは何つておるわけでございます。そして本年以降におきまして、道路でございますとか、あるいは排水路等の建設事業でございますとか、そのほか開墾整地等の農地整備事業も農林省のほうで計画をされておられますし、そういう事業が開始されますという、本年度中に相当数の工事関係者もそこに入つてくるということが予想もされますし、入植の時期につきましては、先ほどのお話で大体四十二年からというふうな何つておきますが、それまでにいふまのような事業が行なわれるわけでございますから、そこでその間、入つてきておられますごくわずかなわけでございますけれども住民もあるわけでございますから、それらに対します市町村としての行政の仕事も、分量は少のうございすけれども、出てくると予想いたしておるわけでございます。そこ

で私もといたしましては、この法律を幸いに成り立していただきするならば、なるべく早く新村を発足をさせることがいいんじゃないかろうかと、かような考え方をいたしておるわけでございます。

○鈴木壽君 ちよつと速記をとめて……

○委員長(竹中恒夫君) 速記をとめて……

○委員長(竹中恒夫君) 速記を起こし……

本日の審査はこの程度にいたしたいと存じます。

次回は四月二十三日木曜日、午前十時開会の予定でございます。

なお、当面の審査日程につきまして、委員長及び理事打ち合わせの結果をお手元に配付してございますので、御承知おき願ひたいと存じます。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十七分散会

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に関する請願(第一六三七号)(第一六八五号)(第一七〇一号)
- 一、ボーリング営業の規制に関する請願(第一七七〇号)

第一六三七号 昭和三十九年四月三日受理
深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に関する請願(十通)

請願者 島根県松江市母衣町二〇〇松江赤十字病院
内日本看護協会保健婦会島根県支部内 野津イツ外九名
紹介議員 山本 利壽君
この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

第一六八五号 昭和三十九年四月六日受理
深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に関する請願
請願者 鳥取県知事 石破二朗 外四十八名
紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

第一七〇一号 昭和三十九年四月七日受理
深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に関する請願
請願者 徳島市中通町三丁目 宮井淑恵
紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

第一七七〇号 昭和三十九年四月九日受理
ボーリング営業の規制に関する請願
請願者 東京都目黒区議会 長 星野正次
紹介議員 柴谷 要君
ボーリング場に対し、左記の諸点について法的措置を講ずるよう、東京都目黒区議会の決議により強く要望するとの請願。

一、営業時間を規制すること。
二、併設娯楽施設を禁止すること。
(キヤバレー、バー、トルコ風呂、宿泊所等)
三、住宅地域内での建築を禁止すること。

理由

最近ボーリング場の建築が盛んで、目黒区のような閑静な住宅地域に、四箇所も建設されつつある。ボーリングがスポーツというところで何の規制もなく放置されているので、この営業が深夜から明け方まで行なわれており、しかもこれに付随して種々の享乐的な風俗営業施設が併設されているため、その営業内容は全く不健全なものとなつていふ。これが風紀上及び青少年の非行化等に及ぼす影響はまことに大きく、これをこのまま放置することは憂慮にたえないので、ボーリング営業に反対する地域住民の声は日まじしに高まつていふ。